

2026年度愛知県外来種生息生育状況等調査（淡水域）委託業務 仕様書

1 目的

本県では、外来種による生態系への悪影響を未然に防止し、自然環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、防除方法等の対策に関する啓発や、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号。以下「条例」という。）」に基づき、生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれのある移入種（外来種）を条例公表種として公表する等、各種取組を推進している。

近年は外来種の侵入・定着・分布の変化が速く、侵入初期段階での的確な把握と初動対応が、被害の拡大防止及び将来的な防除コストの抑制の観点から重要となっている。

2026年度は、淡水域（河川、湖沼、ため池、用排水路等）を対象として外来種の実態把握を行い、対策すべき外来種（特定外来生物及び条例公表種等）への重点化・優先順位付けを含む検討に資する基礎資料を整備する。

あわせて、陸域・沿岸域における段階的調査（今後実施）と連動させ、2030年度改訂予定のブルーデータブック（以下「BDB」という。）への反映に必要な情報の体系的な収集・整理を行う。

2 調査内容・範囲

（1）調査範囲

愛知県内の淡水域（河川・湖沼・ため池・用排水路等）。重点水域は県と協議のうえ設定する。

（2）分類群

爬虫類、両生類、淡水魚類、水生・半水生昆虫、甲殻類（ザリガニ等）、貝類、維管束植物（抽水・浮葉・沈水・湿生）を基本とし、必要に応じて拡張する。

（3）対象種

県内で確認された外来種（定着、未定着、根絶を問わない）。また、未確認であるが、侵入リスクが高く、その被害のおそれが高い外来種。

（4）重点的な対象種

条例に基づき公表されている外来種（以下、「条例公表種」という。）に加え、県内で分布が確認されている特定外来生物で、淡水域の生態系に大きな影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある種を重点的な調査対象とする。

3 業務の実施方法

(1) 調査実施計画書の提出

調査実施にあたっては、あらかじめ調査内容、調査スケジュールを記載した調査実施計画書を提出し、県の確認を得ること。

(2) 学識経験者・関係者の知見活用

調査の正確性、効率性を確保するため、県と協議の上、学識者・研究機関・NPO等の既存知見・標本・データを反映し、効率的で科学的妥当性の高い手法で実施すること。なお、謝金・旅費等は、受託者が支払うこと。

(3) 検討会との関係

本委託で得た成果は、県が学識者等を構成員として設置する「2026年度外来種対策検討会」（以下「検討会」という。）に提出し、妥当性評価・対策検討・BDB反映方針への活用が行われる。受託者は資料作成支援・説明・質疑対応・議事録の作成を行う。

(4) その他の業務

私有地・漁業権等の権利関係に留意し、関係者との調整を行う。本委託は調査・情報収集が中心となるが、外来種の持ち出し・移送・再放流は禁止のため防除行為を伴う場合は法令・手続を遵守すること。

4 業務の内容

(1) 既存情報の収集・整理

文献、行政資料、学会要旨、標本データ、過年度調査、オープンデータ等の二次情報を収集し、出典つきで整備する。また、関連する種及びその生息生育状況を示す写真資料も収集する。外来の区分、法的区分、県内分布（緯度経度、少なくとも市町村単位）、侵入時期、拡大状況、影響の態様をメタデータ化する。

(2) 重点的な調査種の選定と詳細把握

条例公表種（淡水域）及び特定外来生物の中から、県と協議の上、10種程度を重点種として選定し、被害メカニズム、影響評価、繁殖動態、季節性、分布核・拡大方向、侵入経路推定、既存対策と効果を整理する。必要に応じて現地確認調査（目視、定点観察、定性採集、聞取り等）を行う。

(3) 淡水域外来種の基礎情報整備

県内で確認された淡水域外来種のリスト（分類、科名、和名、学名、同定レベル、在不在・確認年、出典、外来の区分（国外・国内）、法的区分等）を整備し、市町村別や流域等の地域別傾向を示す。条例公表種（淡水域）及び特定外来生物は必ず全件収録する。

(4) 対策検討の基礎資料作成

対策検討に資する整理表（生態影響、拡大可能性、管理難易度、社会・産業影響、対策コスト概観、優先度評価素案）を作成する。防除対象優先種リスト（淡水域版）素案、BDB改訂（2030年度）を想定した種別解説案を作成する。

なお、優先度評価素案は、外来種被害防止行動計画 第2版（別冊）及び今後環境省が公表予定の「新生態系被害防止外来種リスト」を参考に、地域性を反映したものとする。

(5) 調査結果のとりまとめ・報告

調査終了後、速やかに調査結果を取りまとめる。

ア 報告書本文

「マイクロソフト社：Word（ワード）Windows版」を用いて作成する。

イ 図表等

図表等の仕様（アプリケーションソフトの選定等）は別途協議する。

(6) その他業務

本業務を進めるにあたり、以下の事項を県と調整の上実施する。

ア 検討会等への出席及び議事録の作成。

イ 学識者・研究機関・NPO等へのヒアリングの実施

ウ その他必要な事項

5 事業の実施期間

契約締結日から2027年3月18日（木）まで

6 成果品

調査結果を調査報告書にとりまとめ、県へ次のとおり提出する。

(1) 調査報告書 3部

(2) 調査報告書に関する電子ファイル一式 2部

7 本業務に関する留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、検討会委員の指導・助言等を受けながら実施する。

(2) 業務の実施にあたって知り得た情報（調査内容・調査結果等）については慎重に取り扱い、他に漏洩することがないように特に配慮する。

(3) 業務の実施（特に現地調査において）にあたっては、地元住民等との問題を起こさぬよう十分配慮すること。現地にて当該事象が発生した場合は、県に速やかに報告する。

- (4) 本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、県に申し出るとともに県と十分協議する。
- (5) 受託者は、本委託によって生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。また、成果品に対し著作権法第17条に規定する著作権が発生する場合は、成果品の引き渡しと同時に県に譲渡すること。ただし、受託者の著作権の行使について、県の承諾又は合意を得た場合はこの限りではない。